

通帳レス口座に関する特約

1. (特約の適用範囲等)
 - (1) この特約は、「通帳レス口座」に適用される事項を定めます。
 - (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ① 普通預金規定
 - ② 無利息型普通預金規定
 - ③ ひめしん総合口座取引規定
 - ④ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
 - ⑤ 自動継続期日指定定期預金規定
 - ⑥ 自動継続変動金利定期預金規定（単利型）
 - ⑦ 自動継続変動金利定期預金規定（複利型）
2. (通帳レス口座)
 - (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
 - (2) 『通帳アプリ』は、当金庫で開設した普通預金口座（通帳を発行した口座（以下「有通帳口座」という。））、および無通帳で開設した口座）で利用できるものとします。
 - (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。
3. (取扱店の範囲)
 - (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただけます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金等）はご利用いただけません。
 - (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、インターネット支店を除く当金庫本支店 いずれの店舗でもお取引いただけます。
4. (入出金明細の確認)
 - (1) 通帳レス口座の入出金明細は、『通帳アプリ』によりご確認ください。
 - (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。
5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)
 - (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『通帳アプリ』により切替えることができるものとします。
 - (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
 - (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『通帳アプリ』で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
 - (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『通帳アプリ』で確認ができます。
6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)
 - (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
 - (2) 通帳レス口座を『通帳アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
 - (3) 新たに発行する通帳は、有通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
 - (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。
7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。
8. (預金の払戻し等)
 - (1) 当金庫がやむを得ないものと認めて店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しをするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
 - (2) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
9. (『通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)
 - (1) 『通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座の開設については、『通帳アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金を総合口座（以下、「総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。
 - (2) 『通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特約に定め

- る場合を除き、総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。
- (3) 『通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を総合口座（普通預金）へ振り替えます。
 - (4) 『通帳アプリ』を利用した定期預金の預入れ・解約は取消できません。
 - 1 0. (通帳レス口座の解約)
 - (1) 通帳レス口座を解約する場合には、当金庫所定の書類の提出のほか、『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
 - (2) 通帳レス口座を解約した時点で、『通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
 - (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。
 - 1 1. (特約の変更)
 - (1) 当金庫の都合により、この特約の各条項およびこの預金で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当金庫ホームページにてお知らせするものとします。
 - (2) 前項の変更は、お知らせする際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2021年6月20日現在